

平成 28 年度

介護福祉士修学資金等貸付制度の手引き

(介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金・介護福祉士実務者研修受講資金)

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
人材・研修部（人材自立育成担当）
〒310-8586 茨城県水戸市千波町 1918
茨城県総合福祉会館 3 階

目 次

1	介護福祉士修学資金貸付制度の概要	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象	
	(4) 貸付期間、貸付額、その他	
	(5) 貸付方法	
	(6) 貸付金の交付	
	(7) 貸付契約の解除	
	(8) 貸付の休止	
	(9) 返還について	
	(10) 返還の猶予	
	(11) 返還債務の免除	
	(12) 届出の義務	
	(13) 留意事項	
2	申込み等の手引き	5
	(1) 貸付申込み手続き	
	(2) 養成施設卒業後の手続き	
	(3) その他の手続き	
3	手続きに必要な提出書類	10
	〔在学中〕	
	(1) 修学資金等の貸付の申請などに必ず提出しなければならないもの	
	(2) 変更事項がある場合に提出するもの	
	〔卒業後〕	
	(1) 必ず提出しなければならないもの	
	(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの	
	(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの	
	(4) 返還免除申請するときに提出するもの	
	(5) 貸付金を返還する場合に提出するもの	
4	資 料	13
	(1) 茨城県介護福祉士修学資金等貸付規程	
	(2) 様式集	

1 介護福祉士修学資金等貸付制度の概要

(1) 目的

この制度は、介護福祉士指定養成施設又は社会福祉士指定養成施設（以下、「養成施設等」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の資格の取得を目指す者で、将来茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、もってその修学を容易にすることにより、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士等の養成及び確保に資することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象

貸付対象者は、養成施設等に在学し、卒業後は介護福祉士等の資格を取得し茨城県内の社会福祉施設等に就労する意思を持ち、成績が優秀で家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けを必要とする次のア～ウのいずれかに該当する方です。

ア 茨城県内に住民登録している者

イ 茨城県内の養成施設等に在学する者

ウ 養成施設等の学生となった年度の前年度に茨城県に住民登録していた者であり、かつ養成施設等での修学のために茨城県外に転居した者

(4) 貸付期間、貸付額、その他

① 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金

ア 貸付期間 養成施設等に在学する期間

イ 貸付額

・修学資金 月額50,000円以内

・入学準備金 200,000円以内（新入生対象、初回の貸付時に交付）

・就職準備金 200,000円以内（最終回の貸付時に交付）

＊働きながら修学する場合は申請できません。

・国家試験受験対策費用＊ 40,000円以内（年度当たり）

＊平成29年度以降介護福祉士養成施設卒業見込みの方が対象

・生活保護世帯、又は生活保護に準じる世帯の方には生活費加算があります

ウ 貸付利子は無利子です。

エ 連帯保証人（独立の生計を営む成人、申請者が未成年の場合は法定代理人）が1人必要です。

② 介護福祉士実務者研修受講費

ア 貸付額 200,000円以内

イ 貸付金は無利子です。

ウ 連帯保証人（独立の生計を営む成人、申請者が未成年の場合は法定代理人）が1人必要です。

（５）貸付方法（申込み・決定）

① 貸付の申込み

ア 修学資金貸付申請書ほか必要な書類を全て揃え、養成施設等に提出してください。

イ 養成施設等の長は、推薦書（第４号様式）及び学業成績証明書を作成し、申請者が提出した書類等とあわせて県社協あて提出してください。

② 貸付の決定

ア 県社協において、申請内容を審査し、貸付の可否を決定し申請者に通知します。

イ 貸付決定通知とともに借用証書、口座振替依頼書等を送付しますので、申請者は定められた期間に県社協へ提出してください。

修学資金は、県社協と貸付対象者との貸付契約により貸し付けます。

（６）貸付金の交付

① 貸付金は、原則として年に４回（毎月月額３ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。（６月、９月、１２月、３月）ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

② 入学準備金は、第１回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

③ 就職準備金は、最終回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

④ 国家試験受験対策費用は、平成２９年度以降、介護福祉士養成校卒業見込みの方に、年度の第１回目の交付時に一括して貸付けます。

（７）貸付契約の解除

貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

① 貸付を辞退したとき

② 養成施設を退学したとき

③ 心身等の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなつたと認められるとき

④ 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき

⑤ 虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき

⑥ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

（８）貸付の休止

修学資金の貸付の決定または交付を受けている者が養成施設等を休学し、または停学の処分を受けたときは、事実が発生した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸付を休止します。

(9) 返還について

- ① 次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した翌月から貸付金を返還していただきます。
 - ア 貸付契約が解除されたとき
 - イ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士（又は社会福祉士）登録簿に登録しなかったとき
 - ウ 卒業後1年以内に、県内の社会福祉施設等において介護・福祉の業務に従事しなかったとき
 - エ 県内において介護・福祉の業務に従事する意思がなくなったとき
 - オ 介護・福祉等の業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ② 返還の期間は、介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金については貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（介護福祉士実務者研修受講費貸付者については1年以内とし、返還猶予されたときはこの期間と当該猶予期間を合算した期間）内とします。
- ③ 返還の方法は、月賦、半年賦の分割払又は一括払いのいずれかの方法とし、金融機関の窓口から納入していただきます。
- ④ 正当な理由がなく、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年5.0%の延滞利子が生じます。

(10) 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは貸付金の返還を猶予することができます。相談してください。

- ① 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき
- ② 県内において介護等の返還免除対象業務に従事しているとき
- ③ 卒業後、さらに他種の養成施設等で修学しているとき（介護福祉士養成施設修学生だった者が社会福祉士養成施設で修学しているときなど）
- ④ 被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

(11) 返還債務の免除

- ① 次のア、イのいずれかに該当するときは返還債務の全額が免除されます。
 - ア 卒業後1年以内に、県内で介護・福祉等の業務に就き、引き続き5年間（過疎地域（別表1に記載した勤務地）に勤務した場合や中高年離職者の場合は3年間）その業務に従事したとき（毎年指定した期日までに業務従事届（第14号様式）を提出）
＜県内の過疎地域＞
大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、
城里町のうち旧七会村にあたる地域
 - イ 介護等の業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

② 次のア、イのいずれかに該当するときは返還債務の一部が免除されます。

ア 死亡、心身の故障等により、修学資金等の返済ができなくなったとき

イ 貸付を受けた期間以上の期間、県内で介護等の業務に従事したとき

(12) 届出の義務

届出が必要なとき

- ① 借受人又はは連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき（異動届（第 18 号様式））
- ② 修学生が休学、復学、転学、停学、留年、退学したとき（修学状況等変更届（第 20 号様式））
- ③ 貸付を辞退するとき（修学資金等辞退届（第 10 号様式））
- ④ 就労した施設等を休職、停職、復職、退職したとき（就労状況等変更届（第 21 号様式））
- ⑤ 借受人が死亡したとき（借受人死亡届（第 22 号様式））
- ⑥ 介護福祉士等の業務に従事したとき（業務従事届（第 14 号様式））
- ⑦ 勤務先を変更したとき（業務従事先等変更届（第 15 号様式）、業務従事期間証明書（第 16 号様式））など

(13) 留意事項

- ① 養成施設への就学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。
(例)・職業訓練による介護福祉士訓練の受講者
・生活福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
・母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
- ② 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定養成施設等の奨学金等を活用している方については、この貸付制度を活用することができます。

2 申込み等の手引き

(1) 貸付申込み手続き

貸付申請

- ① 養成施設等を通して「修学資金貸付申請書」(第1号様式)ほか必要な書類を県社協あて提出してください。

【必要書類】

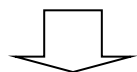
ア 申請者が養成施設等へ提出するもの

ア) 修学資金貸付申請書(第1号様式)、イ) 世帯全員の住民票、ウ) 県市町村民税の課税額の証明書(世帯全員分)、エ) 連帯保証人の所得証明書、印鑑登録証明書、オ) 「他の貸付金等の借受の状況」が“有”の場合は、それが確認できる書類

※個別の状況に応じ、他の書類が必要となる場合があります。

イ 養成施設等は申請者が提出したア及び下記を作成し、県社協へ提出してください。

ア) 推薦書(第4号様式)、イ) 学業成績証明書



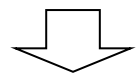
貸付決定

※県社協で審査を行います

- ② 申請書類は、養成施設等から県社協へ送付され、県社協が審査して貸し付けの可否を決定します。

- ③ 審査の結果は県社協から養成施設へ送付し、申請者に通知します。

貸付が決定した場合、県社協から貸付決定通知と「修学資金等借用証書」(第9号様式)等を送付します。



修学資金等借用書等の提出
・資金の交付

- ④ 「修学資金等借用証書」(第9号様式)に、収入印紙を貼付し、申請者の印鑑登録証明書、振込口座申込書(別様式)等を添付して、定められた期間に県社協に提出してください。

- ⑤ 貸付金は、県社協から申請者本人の銀行口座に振り込みます。

- ⑥ 資金は、分割して交付します。交付の時期は6月、9月、12月、3月の予定です。(状況に応じて交付時期を変更することがあります。初回分については、貸付契約締結後となります。)

貸付金の辞退

- ⑦ 貸付けを辞退するときは「修学資金等辞退届」(第10号様式)を養成施設を通して県社協に提出してください。

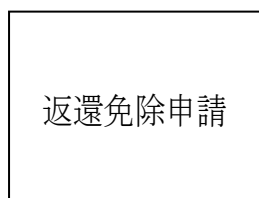
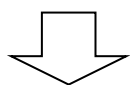
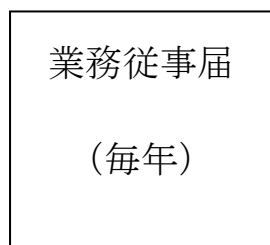
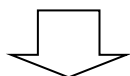
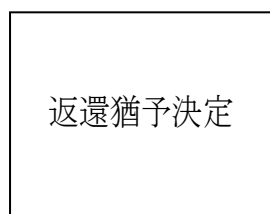
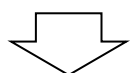
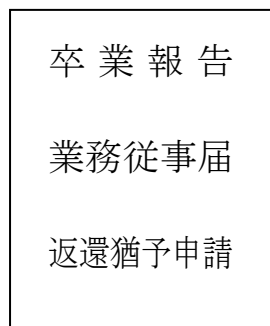
- ⑧ 辞退届提出後の貸付けは停止となり、貸付けた資金は、介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金については貸付を受けた期間の2倍に相当する期間(介護福祉士実務者研修受講費貸付者については1年とし、返還猶予されたときはこの期間と当該猶予期間を合算した期間)内に返還することとなります。

- ⑨ 返還するときは「修学資金等返還計画書」(第11号様式)を県社協へ提出し、これに基づき返還していただきます。

(2) 養成施設卒業後の手続き

○返還猶予申請の場合

養成施設等を卒業した場合、介護福祉士等の国家資格取得（資格登録）し、直ちに返還免除対象業務（別表2）に従事した場合等には、修学資金等の返還が猶予されます。



① 卒業した場合は、「卒業（修了）届」（第19号様式）ほか、次のものを県社協へ提出してください。

- ・卒業（修了）届（第19号様式）※卒業証書の写を添付
- ・国家資格登録証の写
- ・修学資金等返還計画書（第11号様式）
- ・修学資金等返還猶予申請書（第13号様式）
- ・指定された介護・福祉の業務に従事する場合は「業務従事届」（第14号様式）

② 返還猶予の申請に関する審査結果は県社協から通知します。
なお、返還猶予の期間は1年間となります。（次年度も返還猶予事由に該当する場合は返還猶予申請できます。）

③ 国家資格登録し、かつ返還免除対象業務に従事している期間中は、返還猶予となります。毎年指定した期日までに、「修学資金等返還猶予申請書」（第13号様式）と「業務従事届」（第14号様式）を県社協に提出してください。

④ 休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。
（猶予できる場合もありますのでご相談ください。）

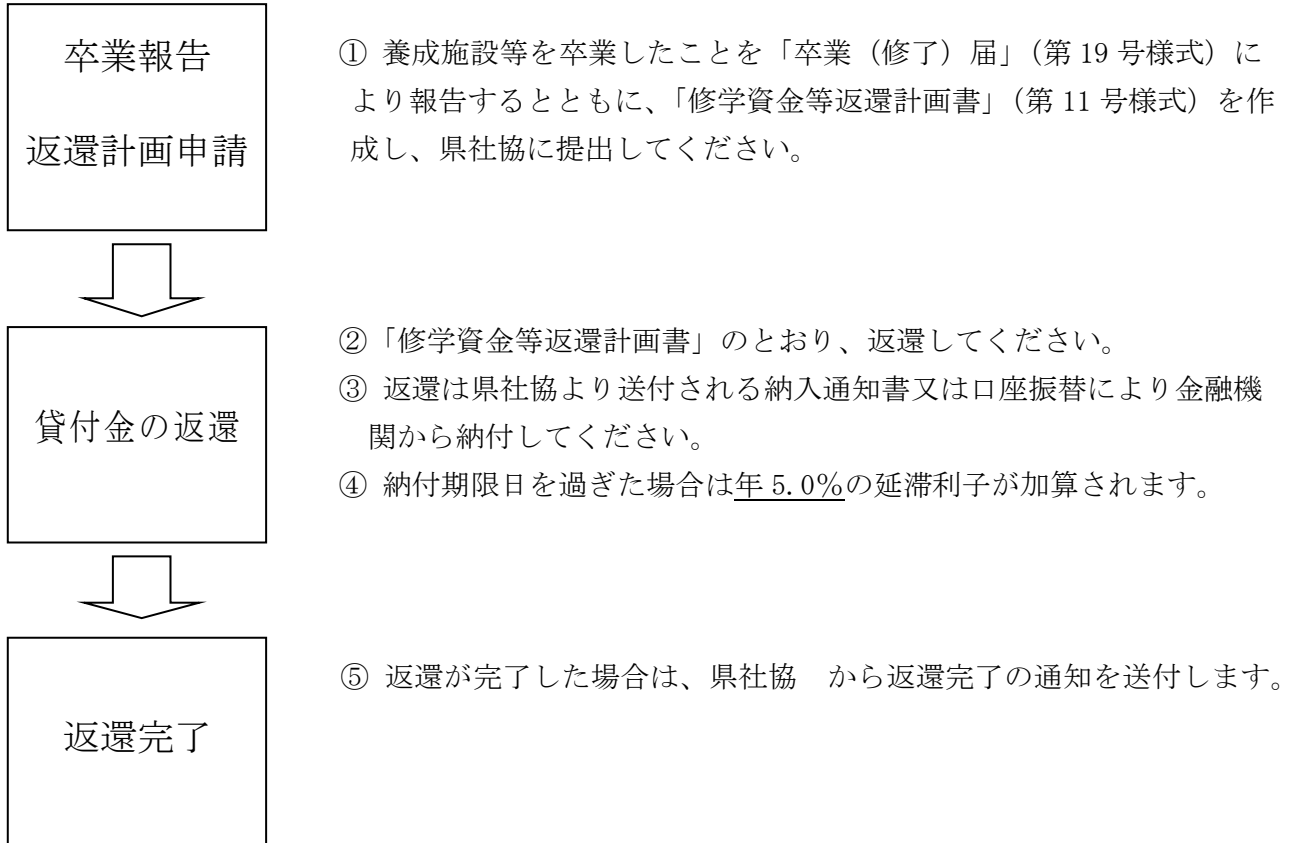
⑤ 5年（過疎地域又は中高年離職者にあつては3年）間、引き続き返還免除対象業務に従事したときは「修学資金等返還免除申請書」（第17号様式）及び「業務従事届」（第14号様式）を添えて県社協に提出してください。

※返還免除となる、業務従事期間については日数等の定めがあります。
詳細については、お問い合わせください。

⑥ 返還免除の申請に関する審査結果は県社協から通知します。

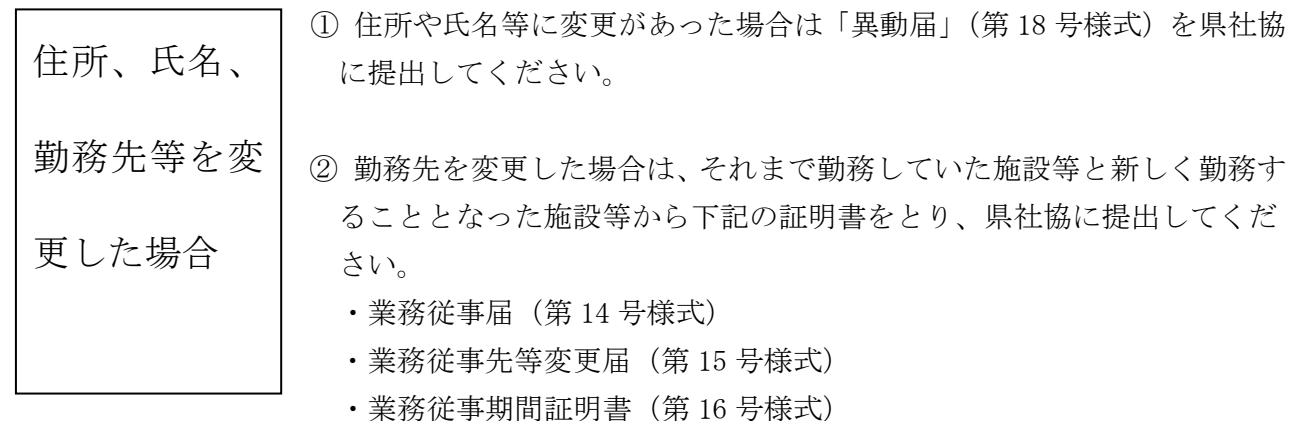
○貸付金返還となる場合

養成施設等を卒業後、介護福祉士等の資格登録をしなかった場合、養成施設等を卒業した日から1年以内に別紙（前頁）に定める社会福祉施設等に就職しなかった場合等は、貸付金を返還することとなり、次の手続きが必要です。



（3）その他の手続き

○住所・氏名・勤務先等を変更したとき



○貸付を辞退するとき

修学資金等の
貸付を辞退す
る場合

- ① 退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合には、「修学資金等**辞退届**」(第 10 号様式) 及び「修学資金等返還計画書」(第 11 号様式) を養成施設等を通して県社協へ提出してください。
- ② 修学資金は、貸し付けを受けた期間の 2 倍に相当する期間(介護福祉士実務者研修受講費貸付者については 1 年とし、返還猶予されたときはこの期間と当該猶予期間を合算した期間) 内に、返還計画に基づき返還することとなります。

○養成施設等を休学、復学等する場合

休学・停学等
となった場合
復学する場合

- ① 休学・停学等となったときは、「修学状況等変更届」(第 20 号様式) を養成施設等を通して県社協に提出してください。休学期間内は貸付けは休止となります。
- ② 復学したときは、「修学状況等変更届」により養成施設等を通して県社協に提出してください。県社協において届け出を受理した後、貸付けが再開されます。

○就労先を休職、停職、復職又は退職する場合

休職・停職・
復職・退職等
となった場合

- ① 休職や停職となったときは、「就労状況等変更届」(第 21 号様式) を県社協に提出してください。(休職期間中は返還免除対象期間から除外されます。)
- ② 復職又は退職したときは、「就労状況等変更届」により県社協に提出してください。

3 手続きに必要な提出書類

〔在学中〕

（１）修学資金等の貸付の申請などに必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類名	様式等	備考
貸付けを申請するとき	申請チェックリスト		
	修学資金等貸付申請書	第 1 号様式	介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の申請者
	介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書	第 2 号様式	介護福祉士実務者研修受講資金の申請者
	住民票	市町村が発行するもの	世帯全員（続柄）が記載されているもの（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
	課税証明書	市町村が発行するもの	世帯全員分の当該年度の県民税・市町村民税課税額がわかる書類
	推薦書	第 4 号様式	養成施設等が作成
	学業成績証明書	養成施設等が発行	
入学時に 45 歳以上であって、離職して 2 年以内の方が申請するとき	貸付けを申請するときの提出書類のほか、離職日が確認できる書類		雇用保険受給資格者証、離職票等
貸付けが決定したとき	修学資金等借用証書	第 9 号様式	
	振込口座申込書	別様式	
	印鑑登録証明書	市町村が発行するもの	
複数年度にわたる貸付けを受けるとき	在学証明書		貸付を受けている期間中は毎年度提出

（２）変更事項がある場合に提出するもの

変更事項	提出書類名	様式等	備考
貸付けを辞退するとき	修学資金等辞退届	第 10 号様式	
	修学資金等返還計画書	第 11 号様式	
修学生および連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	第 18 号様式	
	住民票等変更があったことが確認できる書類	市町村が発行するもの	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届	第 8 号様式	* 変更後の連帯保証人に係るもの
	印鑑登録証明書	市町村が発行するもの	
	所得証明書		
休学・転学・停学等	修学状況等変更届	第 20 号様式	貸付が休止されます。
復学したとき	修学状況等変更届	第 20 号様式	貸付が再開されます。

退学したとき	修学状況等変更届	第 20 号様式	金融機関から返還金を納付してください。
	修学資金等返還計画書	第 11 号様式	
死亡したとき	借受人死亡届	第 22 号様式	貸付期間中の場合は、貸付けは終了となります。
	除籍証明書 等	市町村が発行するもの	

〔卒業後〕

（１）必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類名	様式等	備考
卒業したとき	卒業（修了）届	第 19 号様式	資格登録した場合は、資格登録書（写）を添付してください。
	卒業証書の写し		
	修学資金等返還計画書	第 11 号様式	
	修学資金等返還猶予申請書	第 13 号様式	
	業務従事届	第 14 号様式	卒業後すぐ就労する場合
氏名・住所・保証人勤務先等の変更があったとき	異動届	第 18 号様式	
	住民票等変更があったことが確認できる書類	市町村が発行するもの	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届	第 8 号様式	
	印鑑登録証明書	市町村が発行するもの	* 変更後の連帯保証人に係るもの
	所得証明書		

（２）返還猶予を希望する場合に提出するもの

事項	提出書類名	様式等	備考
指定する介護・福祉業務に従事したとき	修学資金等返還猶予申請書	第 13 号様式	毎年指定された期日までに提出してください。
	業務従事届	第 14 号様式	
在学中・他の養成施設等へ進学したときなど	在学証明書	養成施設等で発行するもの	「他の養成施設等へ進学」とは、介護福祉士養成施設の修学生が社会福祉士養成施設等へ進学した場合です。
	修学資金等返還猶予申請書	第 13 号様式	
就職活動中の場合（卒業後 1 年以内）	修学資金等返還猶予申請書	第 13 号様式	就職活動中であることを証明する書類等を添付
災害・疾病等により業務に従事できないとき	修学資金等返還猶予申請書	第 13 号様式	医師の診断書、罹災証明書等を添付

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事項	提出書類名	様式等	備考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	第 14 号様式	新勤務先で証明
	業務従事先等変更届	第 15 号様式	新旧両方の勤務先で証明
	業務従事期間証明書	第 16 号様式	旧勤務先で証明

(4) 返還免除申請するとき提出するもの

事項	提出書類名	様式等	備考
貸付条件に定める勤務を終えたとき	業務従事期間証明書	第 16 号様式	
	修学資金等返還免除申請書	第 17 号様式	
退職により業務に従事しなくなったとき (貸付期間以上、介護・社の業務に従事した場合)	修学資金等返還計画変更届	第 12 号様式	
	業務従事期間証明書	第 16 号様式	
	修学資金等返還免除申請書	第 17 号様式	
	就労状況等変更届	第 21 号様式	退職した勤務先で証明

(5) 貸付金を返還する場合に提出するもの

事項	提出書類名	様式等	備考
返還するとき	修学資金等返還計画書	第 11 号様式	
返還計画変更するとき	修学資金等返還計画変更届	第 12 号様式	
退職により業務に従事しなくなったとき (介護・福祉の業務に従事した場合が貸付期間未満の場合)	修学資金等返還計画変更届	第 12 号様式	
	業務従事期間証明書	第 16 号様式	
	就労状況等変更届	第 21 号様式	退職した勤務先で証明

(6) その他

事項	提出書類名	様式等	備考
休職・停職となったとき	就労状況等変更届	第 21 号様式	勤務先で証明

4 資 料

(1) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程

(2) 様式集